第２１３回

近畿地方交通審議会

神戸船員部会議事録

令和８年６月２５日

神戸運輸監理部

［第２１３回　近畿地方交通審議会　神戸船員部会議事録］

１．日　時　　令和８年６月２５日（木）　１０時３０分から
２．場　所　　神戸運輸監理部　調停室
３．出席者
（公 益 委 員）渕部会長、櫻庭委員（Ｗｅｂ）、石黒委員、寺尾委員
（労働者委員）山﨑委員、和田委員、中野委員
（使用者委員）南委員、加藤委員、山中委員
（運輸監理部）杉山海事振興部長、俵海事振興部次長
　　大當海上安全環境部調整官（欠）
（事　務　局）武津船員労政課長、鈴木船員職業安定係員
４．議　事
（１）　管内の雇用状況等について
（２）　船員に関する特定最低賃金の改正について
（３）　その他
５．閉　会

［ 議　事　概　要 ］

海事振興部次長

第２１３回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催します。議事に入る前に、浦委員が退任され、新たに山﨑委員が就任されましたので、報告します。

【山﨑委員　挨拶】

それでは、渕部会長、議事進行をお願いします。

部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営に、ご協力をお願いします。

事務局から、委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日は、オンライン出席の櫻庭委員を含め、全委員が出席されていますので、本部会は有効に成立していることを報告します。なお、海上安全環境部調整官大當は欠席しています。

【配付資料確認】

部会長

最初に、第２１２回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

資料１、議事録（案）をご確認ください。案のとおり承認してよろしいですか。

（異議なし）

部会長

異議なしということで、承認されたものとします。

続きまして、議題（１）管内の雇用状況等について、事務局から説明願います。

船員労政課長

資料２に基づき、神戸管内の船員の雇用状況等について、簡単に説明します。

５月期の新規求人件数は１３件で、前月差▲２４件、前年同月差▲２５件。月間有効求人件数は８６件で、前月差▲２０件、前年同月差▲１１件でした。

新規求職件数は３件で、前月差▲１０件、前年同月差▲１件、月間有効求職件数は２７件で、前月差▲４件、前年同月差＋３件でした。新規求職者の平均年齢は、４８．３歳。求職者の最高年齢は６６歳で、４月に求職された方です。

求人側から見た成立件数は１件、求職側から見た成立件数は１件でした。詳細は、４頁の管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。

５月の月間有効求人倍率は３．１９倍で、前月比▲０．２３ポイント、前年同月比では▲０．８５ポイントでした。

２頁、管内の求人・求職・成立数の内訳をご覧ください。

新規求人１３件の内訳は、職員１１件、部員２件で、船種別では、液化ガスばら積船、ＲＯＲＯ船、給油船を含む貨物船９件、ハーバータグ、官庁船を含むその他船舶４件、甲機別では、甲板部７件、機関部６件でした。

新規求職者３名の内訳は、職員１名、部員２名、船種別では、貨物船２名、旅客船１名、甲機別では、甲板部１名、機関部１名、事務部１名で、年齢構成は、３０歳未満１名、５０歳代１名、６０歳以上１名でした。

３頁、新規求職者年代別離職理由をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、自己都合の方が１名、期間満了の方が１名、その他の方が１名でした。

５頁の紹介状況は、後ほどご覧ください。

１０頁、雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者が３名、５月中の新規受給者は２名、海大入学のため他局から移管された方が２名で、合計７名に基本手当として１，２９８，７９７円を支給しました。７名中２名は５月に就職し、月末現在受給者は５名となります。下段に記載の就職促進給付は１，６８３，２３４円を支給し、合計２，９８２，０３１円を支給しています。

資料３は、海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表です。

４月分の実績は、新規求人件数が１，２２２件、新規求職件数が２６３件、有効求人倍率は４．７１倍で、前月比▲０．３２ポイントでした。

部会長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

労働者委員

現在の雇用保険の１日の上限額を教えてください。２４年前は所得により１日の上限額が１万５千円程度ありましたので、半額程度になっていると思います。

１日の上限額は何に基づいて決まっているのですか。

船員労政課長

１日の上限額と、何に基づいて決まっているのかは、次回回答します。

部会長

議題（２）船員に関する特定最低賃金の改正についてに移ります。

資料４について、事務局から説明願います。

海事振興部次長

資料４は、６月１１日現在の船員最低賃金の改正に係る全国の審議状況です。

本資料は、この場限りのものとして取扱いをお願いします。

部会長

間もなく完了ですね。ご質問等がありましたら、お願いします。

労働者委員

最低賃金の決定公示日は全国ばらばらで、効力発生日もばらつきがあり、一番早いところは４月１日、一番遅いところは７月２５日で、約４か月の差があります。陸上の最低賃金も全国で日付がばらばらですが、そこまで差はないです。

技能実習生の賃金は、最低賃金を基本にして賃金改定を行っています。例えば、近畿、神戸、中国で、境の地域にいる技能実習生が多く、効力発生日が違うと差が大きいと、同地域の技能実習生からの問合せが実際にあります。

効力の発生はなるべく同じ時期にならないものなのか、意見します。

海事振興部次長

なるべく効力発生日を同じ時期にするべきとの意見は、おっしゃるとおりと思いますし、神戸では近畿と調整して効力発生日等の日を合わせています。他地域とは難しいと思いますが、できるだけ日を近いものにしていくよう努めたいと思います。

部会長

ざっと見たところ、九州だけが遅いようですが、何か情報はありますか。

海事振興部次長

詳細は分かりませんが、議事録に日程調整がうまくいかず遅くなったようなことが書いてありました。

労働者委員

日程調整で審議する時間がなかなか合わなかったといった事情はあると思います。しかし、諮問する時期ぐらいは、同じタイミングが望ましいと思います。

部会長

そうですね、諮問で一月程度の差がありますね。

労働者委員

最賃は近隣の状況も考慮しているので、同じような時期に決定することにしないといけないのではないでしょうか。

海事振興部次長

ご意見は伺いました。

部会長

議題（３）その他に移ります。委員の皆様から何かありましたら発言願います。

公益委員は、いかがですか。　　（公益委員なし）

労働者委員は、いかがですか。　（労働者委員なし）

使用者委員は、いかがですか。　（使用者委員なし）

行政は、いかがですか。

海事振興部次長

船員部会資料をご覧ください。現在募集中のパブリックコメントは２件で、改正された労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律において、職場において行われる顧客等の言動で社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該就業環境が害されることのないよう、また、雇用する労働者による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じなければならないこと等が規定され、その適切かつ有効な実施を図るため、必要な指針を各々定めようとするものです。詳細は、資料をご覧ください。

本省プレスリリースは４件で、１件目は、事業登録のない船舶による今後の事故被害を防止することを目的に、海上運送法の許認可を受けずに実施していると疑われる運送行為に係る情報収集を強化するため、通報窓口を設置することの案内です。２件目は、モーダルシフト等の取組支援を行うことの案内です。３件目と４件目は、海技者セミナー開催の案内で、７月１日に仙台で、７月２日に小樽で開催します。今後、今治、静岡、神戸で開催予定となっています。

当運輸監理部のプレスリリースは１件で、工業高校の教員を対象に高校での実習に資する講習と情報交換を実施しました。今後も引き続き、船員をはじめとする海事人材確保の取組を行ってまいります。

その他、４月の内航海運輸送動向、５月の月例経済報告をお付けしています。

部会長

ただいまの説明について、ご意見等がありましたらお願いします。

なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

渕部会長、議事進行をありがとうございました。

本日の部会は、これにて終了いたします。

次回の船員部会は、７月２３日（木）１０時３０分からこの場所で開催します。